



# 栃木県公報

令和 8 (2026) 年  
8 月 7 日 (金)  
第728号

## 目 次

### 告 示

|                      |     |
|----------------------|-----|
| ○生活保護法による指定施術機関の指定   | 581 |
| ○補助金等の名称等を定める告示の一部改正 | 581 |
| ○道路の区域の変更            | 582 |
| ○道路の供用開始             | 582 |

### 公 告

|                 |     |
|-----------------|-----|
| ○患畜の届出          | 582 |
| ○都市計画の変更の案の縦覧等  | 583 |
| ○都市計画変更図書の写しの縦覧 | 583 |
| ○同              | 583 |

### 調 達 等 公 告

|               |     |
|---------------|-----|
| ○入札公告（特定調達公告） | 584 |
| ○落札者等の公示      | 586 |
| ○同            | 587 |

## 告 示

### 栃木県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第 1 項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 （2026） 年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

| 指定年月日                        | 施 術 者 |            | 施 術 所            |                                   |
|------------------------------|-------|------------|------------------|-----------------------------------|
|                              | 氏 名   | 住 所        | 名 称              | 所 在 地                             |
| 令 和 8<br>(2026) 年<br>7 月 6 日 | 堀越 泰孝 | 佐野市大祝町2403 | オーロラ鍼灸治療院<br>熊谷店 | 埼玉県熊谷市新堀849-<br>3 ユモトマンション<br>102 |

(地域福祉課)

### 栃木県告示第406号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和 8 （2026） 年度分の補助金等から適用する。

令和 8 （2026） 年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

保健福祉部の部こども政策課の款に次のように加える。

|                                                    |                                                                                                             |                                                                                           |               |               |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 令和 8 (2026) 年度<br>栃木県こども食堂物<br>価高騰対策緊急支援<br>事業費補助金 | 物価高騰の影響を受けて<br>いるこども食堂の負担を<br>軽減するため、設備導<br>入・備品購入経費及び運<br>営費に対して助成し、こ<br>ども食堂の取組を緊急的<br>に支援することを目的と<br>する。 | 令和 8 (2026) 年度栃木<br>県こども食堂物価高騰対<br>策緊急支援事業費補助金<br>交付要領（令和 8 年 3 月<br>25 日制定）の別表に掲げ<br>る経費 | 知事が別に定<br>める額 | 知事が別に定<br>める者 |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|

(こども政策課)

栃木県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 羽生田上蒲生線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前<br>後の別 | 区 間                                              | 敷 地 の 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|------|------------|--------------------------------------------------|---------------------|---------------|-----|
| 177  | 前          | 下都賀郡壬生町幸町四丁目 2-7 から<br>下都賀郡壬生町おもちゃのまち一丁目<br>1 まで | 25.0 ～ 36.8         | 100.0         |     |
|      | 後          | 下都賀郡壬生町幸町四丁目 2-7 から<br>下都賀郡壬生町おもちゃのまち一丁目<br>1 まで | 25.0 ～ 50.6         | 100.0         |     |

栃木県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

| 整理番号 | 路 線 名                  | 供 用 開 始 の 区 間                     | 供用開始の期日                  |
|------|------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 204  | 一 般 県 道<br>東 野 田 古 河 線 | 小山市大字東野田547から<br>小山市大字東野田627-1 まで | 令和 8 (2026) 年<br>8 月 7 日 |

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

| 家畜伝染病<br>の 種 類 | 家 畜 の<br>種 類 | 患畜又は疑似<br>患 畜 の 区 分 | 頭羽群数 | 発 生 の 場 所<br>又 は 区 域 | 発 生 年 月 日              | 経過及び<br>転 帰 |
|----------------|--------------|---------------------|------|----------------------|------------------------|-------------|
| ヨーネ病           | 牛            | 患畜                  | 3 頭  | 那須町                  | 令和 8 (2026) 年 7 月 22 日 | 法令殺         |

(畜産振興課)

## ○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 2 項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 8 (2026) 年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

## I

- 都市計画の種類及び名称  
那須塩原都市計画道路 3 ・ 4 ・ 14 号関谷街道
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
那須塩原市関谷の一部
- 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市政策課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課及び那須塩原市建設部都市計画課
- 縦覧期間  
令和 8 (2026) 年 8 月 7 日から同月 21 日まで

## II

- 都市計画の種類及び名称  
益子都市計画道路 3 ・ 5 ・ 3 号益子南通り
- 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
益子町城内坂及び大字益子の各一部
- 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市政策課、栃木県真岡土木事務所企画調査部企画調査課及び益子町産業建設部建設課
- 縦覧期間  
令和 8 (2026) 年 8 月 7 日から同月 21 日まで

## ○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により令和 8 (2026) 年 7 月 30 日に変更した足利佐野都市計画道路（3 ・ 4 ・ 108 号大前小俣線）の関係図書の写しを、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

## ○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和8（2026）年7月30日に変更した足利佐野都市計画風致地区（東山風致地区）の関係図書の写しを、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和8（2026）年8月7日

栃木県知事 福田 富一  
(都市政策課)

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8（2026）年8月7日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 借入件名及び数量

マロニエ21ネットシステム用機器一式

##### (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 借入期間

令和9（2027）年2月1日（月）から令和14（2032）年1月31日（土）まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

##### (4) 借入場所

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課

#### 2 入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

##### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

##### (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「N通信、情報処理」、小分類「2情報関連サービス」

大分類「Pその他サービス」、小分類「2リース、レンタル」

##### (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

##### (4) 1の(1)と同様の物品の納入実績を有する者であること。

##### (5) 納入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されている者であること。

#### 3 入札の手続等

##### (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号（栃木県庁本館5階北側）

栃木県経営管理部 行政改革ICT推進課 情報基盤担当 電話 028-623-2213

E-mail m21help@pref.tochigi.lg.jp

##### (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和8（2026）年8月7日（金）から同年9月2日（水）まで入札情報システム上で公開する。

##### (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8（2026）年9月17日（木）午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあつては、(1)の場所に、郵送（書留

郵便) により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和 8 (2026) 年 9 月 18 日 (金) 午前 10 時

栃木県経営管理部 行政改革 I C T 推進課 (栃木県庁本館 5 階北側)

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日までに(1)に連絡し、代理人が立ち会う場合は委任状を持参すること。

(4) 入札の方法

1 の(1)の件名で、総価 (借入期間の総額) で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及びイに定める関係資料を、令和 8 (2026) 年 9 月 2 日 (水) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、添付書類の容量が 3 MB を超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準 (令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 461 号。以下「運用基準」という。) に定める提出書類通知書 (様式 2) を提出することにより、当該添付書類の郵送 (書留郵便) 又は持参による提出を認めるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 競争参加資格確認申請書と併せて提出を求める関係資料

(ア) 栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課が交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書

(イ) 物品の納入又は賃貸借の実績を有する者の確認書

(ウ) 納入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者の確認書

ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査 行政改革 I C T 推進課長が、入札参加希望者の作成した(3)イの資料をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した(3)イの資料を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 入札参加希望者の作成した(3)イの資料が、行政改革 I C T 推進課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和 8 (2026) 年 9 月 9 日 (水) までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和 8 (2026) 年 8 月 21 日 (金) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出すること。

イ 質問の内容及びその回答は、令和 8 (2026) 年 8 月 27 日 (木) までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第 12 号。以下「規則」という。) 第 156 条第 3 号から第 7 号

までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号。以下「電子要領」という。）第19条に掲げる入札に係る入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾等の基準

電子要領及び運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ その他

詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased:

The Server Units for the intranet system infrastructures 1 set.

(2) Time-limit for tender:

4:00 p.m., September 17, 2026

(3) Information is available at:

Information Network Section,

Information Administrative Reform and ICT Promotion Division

Department of Administration and Management,

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2213

E-mail m21help@pref.tochigi.lg.jp

(行政改革 I C T 推進課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和8（2026）年8月7日

栃木県知事 福田 富 一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①第 3 期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託及び機器賃貸借 一式 ②栃木県経営管理部行政  
改革 I C T 推進課 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ③購入等・借入 ④令和 8 (2026) 年 6 月 19 日 ⑤富士通  
Japan・FLCS 共同企業体 栃木県宇都宮市宮みらい 2-15 ⑥2,595,648,000 円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第  
11 条第 1 項第 1 号

---

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 8 月 7 日

栃木県下水道管理事務所長 根 岸 章 浩

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決  
定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落  
札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約  
の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- 1 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K2205 1 種 1 号）令和 8 (2026) 年 7 月 1 日～同月 15  
日分 購入見込数量 112kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功 1159 ③購入等  
④令和 8 (2026) 年 6 月 23 日 ⑤有限会社浅井砒油 栃木県大田原市住吉町 1-14-20 ⑥105.80 円（1 ℓ  
単価） ⑦随意契約 ⑧地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
- 2 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K2205 1 種 1 号）令和 8 (2026) 年 7 月 16 日～同月 31  
日分 購入見込数量 140kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功 1159 ③購入等  
④令和 8 (2026) 年 7 月 8 日 ⑤カメイ株式会社栃木支店 栃木県宇都宮市泉が丘 5-7-14 ⑥104.20 円  
（1 ℓ 単価） ⑦随意契約 ⑧地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

（会計局会計管理課）

---